

# 生徒心得

この生徒心得は、本校生徒の生活指針です。生徒のみなさんは、学校の教育目標をよく理解し、相互に人格を尊重し協力しあい信頼しあって、よい校風の確立に励むと共に、規律ある明るい自主・自律的な高校生活を送るように努めましょう。

## 1 生活目標

- ① 高校生としての本分を自覚し、学業に励み、教養を高め、よりよい明日を創造する。
- ② 積極的に学校の活動に取り組み、心身をきたえ自律心のある豊かな幅広い人間をめざす。
- ③ 相互の敬愛と協力のもとで、明るくいきいきした学校生活を創る。

## 2 通学

- ① 登下校の際は、徒歩・自転車・バス・電車利用をとわず、交通規則および交通道徳を守り、安全によく注意し、他人に迷惑をかけないよう留意する。
- ② 始業時刻（午前8時40分）前までに登校し、下校時刻（午後5時）までに下校する。下校時刻以後に在校する場合は、担当教師の指導をうける。
- ③ 自転車通学は、別に定める「自転車通学規定」の定めによる。
- ④ 自動二輪車等及び四輪車による通学は原則として禁止する。自動二輪車免許等取得に関する規定は、別に定める「自動二輪車等に関する規程」による。また、四輪車免許取得に関する規定は別に定める「四輪車に関する規程」による。
- ⑤ 登校後は、無断で校外に出ない。特に事情のある場合は担任に申し出る。

## 3 服装・所持品

- ① 服装は、質素で清潔なものとする。細部については別に定める服装規定による。
- ② 髪は清潔を保ち、高校生として品位あるものとし、パーマ・染色等の加工はしない。
- ③ 所持品には必ず記名し、その保管には十分注意する。また、みだりに金品の貸借はしない。学校生活に不必要な金品は持参しない。
- ④ 物品や現金を紛失したり、拾得した場合には直ちに届け出る。

## 4 礼儀・態度

- ① 来客・教職員・友人をとわず挨拶をかわし、言葉づかいに気をつけ、高校生として品位ある態度で接する。
- ② 常に人権尊重を心がけ、互いに人格の向上に努め友情を育てる。

## 5 学業等

- ① 校内では互いに協力しあい、よい学習環境をつくるよう努める。
- ② 各自目標を定め、計画的・自主的に学習する。授業中は積極的に勉学に励み、相互に迷惑をかけないよう注意しあう。
- ③ 正当な理由なく欠席・遅刻・早退をしない。やむを得ない事情のある場合には事前に担任へ届け出る。
- ④ 生徒会活動・学校行事・部活動等には積極時に参加し活動する。
- ⑤ 儀式・集会その他集合時には、係の指示に従い、敏速かつ静粛に参加する。

## 6 施設等の使用と管理・清掃

- ① 常に校舎内外の美化に留意し、清潔・快適な環境づくりに努める。
- ② 定められた区域の清掃は、互いに協力し責任をもって行う。
- ③ 学校の諸施設・備品・校具等の使用は、ていねいに取扱い、万一破損した場合には担当教師に届ける。
- ④ 休業日等に登校し、学校の施設等を使用する場合には、あらかじめ申し出て許可をうける。
- ⑤ 教室等の消灯・戸締りは、最後に退出する者が責任をもっておこなう。

## 7 その他

- ① 印刷物の配布・掲示・募金・販売等を行いたい場合には、責任者を定め係教師をへて校長の許可をうけなければならない。
- ② 特別に団体を組織し、集会をひらく等の場合も上記の例による。
- ③ 学校の内外をとわず、暴力行為・飲酒・喫煙・薬物乱用その他、法にふれる行為はしてはならない。
- ④ その他、特段の定めのないことについては、教師に申し出て指導をうける。

## 8 校外生活

- ① 校外においても、本校生としての誇りと自覚を持ち、服装・言動等に留意し、責任ある行動をとる。
- ② 余暇の活用に心がけ、自学・自習の習慣を身につけるほか、読書・スポーツ・家事など積極的に行う。
- ③ 本校生として品位を損なう不健全な場所への出入りはしない。
- ④ 夜間の外出は必ず保護者の承諾をうける。夜間の一人歩きは特にさける。
- ⑤ 校外の集会・行事等に参加する場合には、内容等を十分に検討し、教師の指導と保護者の承諾のもとに慎重に判断し行動する。
- ⑥ アルバイトは原則としてしない。特別に事情がある場合には、保護者の同意のもとに届けを出し、担任の指導をうける。
- ⑦ 事故・傷病その他、問題が発生した時は、すみやかに学校（担任）へ届け出る。

## 9 諸届・願（様式は別に定める）

諸 届	諸 願
① 欠席・忌引	① 転学・転入学・再入学
② 遅刻・早退	② 休学・復学
③ 住所・氏名変更	③ 退学
④ 保証人変更	④ 在学・成績証明書
⑤ 紛失・盗難	⑤ 学割交付
⑥ アルバイト	⑥ 異装
⑦ 旅行等	⑦ その他
⑧ その他	

## 服装規定

制服は、下記の定めに従い着用すること。

(1) 冬期 10月1日より5月31日（ただし、移行期間を設ける）

① 学校指定のブレザーおよびスカートまたはスラックス

② 学校指定のブラウスまたはワイシャツ

③ 学校指定の布製ベスト（女子のみ）

④ 学校指定のリボン（スカート着用時）

学校指定のネクタイ（スラックス着用時）

必ず着用すること。

⑤ 靴下

スラックス着用時

白・黒・紺色の無地のクルーソックスとする。

スカート着用時

学校指定品または白・黒・紺色の無地のハイソックスとする。

防寒のためのタイツは黒色のみとする。

⑥ 防寒着

セーター・カーディガン

防寒のために着用してよい。ただし、登下校時はブレザーの下に着用すること。色は黒・紺・グレーの無地とする。また、儀式・集会等では布ベストを着用する。

帽子・コート・マフラー・手袋等

制服と調和のとれた華美でないものとし、登下校時のみ着用してよい。屋内では着用しない。

(2) 夏期 6月1日より9月30日（ただし、移行期間を設ける）

冬期規定に準ずる。ただし、③に学校指定のニットベスト（男女共用）を加える。ブレザーは着用しなくてもよい。その際は、ネクタイ・リボン、ベストも着用しなくてもよい。

その他

① 異なる服装をする場合は、異装願いを提出し許可を得ることとする。

② 靴・かばんは制服と調和のとれたものとする。

③ 上履き、体育着、体育館履きは学校指定のものとする。

④ ピアス・ネックレス・指輪などの装飾品は禁止とする。

⑤ 化粧、染髪、パーマ等は禁止とする。

⑥ スカートの加工はしない。

⑦ 髪留めの色はセーター、カーディガンに準じる。

⑧ その他、必要な事項については別に定めるものとする。

## 自動二輪車等に関する規程

- 1 自動二輪車等の運転免許取得、購入及び運転を希望する生徒は、学校に申し出るとともに、別に定める所定の手続きにより届け出ること。(なお、生徒は、運転免許の取得等により、学校生活に支障を来たすようなことはあってはならない。)
- 2 自動二輪車等による通学は禁止とする。
- 3 運転免許を取得した生徒は、県教育委員会等が主催する自動二輪車等の交通安全講習を受講すること。
- 4 自動二輪車等を運転する生徒は、(初心運転期間を終了しても)他者を同乗させてはならない。
- 5 運転をする、しないに関わらず、他者の運転する自動二輪車等に同乗してはならない。

## 四輪車に関する規程

- 1 自動車の運転免許取得、及び運転を希望する生徒は学校に申し出るとともに、別に定める所定の手続きにより届け出ること。なお、生徒は運転免許の取得等により、学校生活に支障を来たすようなことがあってはならない。
- 2 原則として、自動車による通学は認めない。

## 自転車通学に関する規程

- 1 自転車による通学を希望する生徒は、担任に申し出て自転車通学の登録をする。
- 2 自転車は定期的に点検・整備する。特にブレーキが充分利くように注意する。
- 3 登下校時は十分注意し、特に下り坂道でスピードを出さないこと。  
また、踏切り・十字路では一時停車をする。左折時も安全を十分に確認する。
- 4 二人乗り・危険な乗り方・並列通行・無灯火では乗らない。又、ヘッドフォンやイヤホン、携帯電話等を使用しない。
- 5 雨天時は特にスピードをゆるめ、車等に十分注意すると共に、傘さし乗用をしない。  
(レインコート着用)
- 6 登校後は定められた場所にカギをかけて整頓して置き、下校時までは校内・外をとわず乗らない。
- 7 万一、事故・盗難にあった場合には、直ちに学校に届ける。(いずれも予防に心がける)
- 8 自転車運転時はヘルメットの着用を心がける。
- 9 登下校や学校の行事・部活動の活動に参加時の移動など、学校教育活動時においては、電動キックボードの利用を禁止する。

## 携帯電話の使用に関する規定

- 1 授業中はオールサイレントモード（呼び出しOFF・バイブレーション機能OFF）にし、鞆もしくはロッカーの中に入れる。但し、授業中にスマートフォン等の情報端末を使用する場合には、担当教員の指導に従い適切な使用を心掛ける。
- 2 許可を得ず校内のコンセントを使つての携帯電話の充電をすることは認めない。

## 個人ロッカー使用規定

- 1 ロッカーキーは各自の保管とし、学年末に返却すること。
- 2 ロッカー使用は本校在学中の者とし、該当者以外は速やかにカギを返却すること。
- 3 ロッカーキーのコピーは絶対にしてはならない。また、紛失した場合は速やかに届け出て実費弁償とする。
- 4 ロッカー内は整理整頓し、清潔に保つこと。
- 5 貴重品は安易にロッカーに頼らず、各自の責任で管理する。
- 6 教科書等を入れたきりにせず持ち帰ること。
- 7 ロッカーは丁寧に取扱い破損のないようにする。（ドア等破損の場合実費弁償の場合もある）